

## 第 3 章

# 構造改革特別区域計画の認定等

(構造改革特別区域計画の認定)

第四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定めるところにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

1. 構造改革特別区域計画（以下単に「計画」という。）の申請を行うことができる地方公共団体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は地方自治法第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合です（第2条第4項）。

2. 計画を通じて地域の活性化を図る主体としては、基礎的な自治体である市町村が最も適切と考えられますので、計画の申請主体としては、基本的には市町村を想定していますが、構造改革特別区域（以下「特区」という。）の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合に、市町村が共同で計画を作成し、申請することも可能です。

また、都道府県が市町村間の調整を行ったり、都道府県がより広域的な事業等を実施することで市町村の取組を支援したりすることが必要な場合に、都道府県が市町村と共同して又は都道府県が関係地方公共団体を代表して計画を作成し、申請することも可能です。さらに、都道府県が自らが実施する事業に規制の特例措置を適用するため単独で計画を作成し、申請することも可能としています。

都道府県が申請者となる場合には、都道府県が市町村との連携を図ることなく、市町村の区域や事務に係る内容の計画を作成し、申請することがないように、関係市町村の意見を聴かなければならない（第4条第4項）こととしています。

3. なお、附則第4条に、認定申請は平成28年度末までに限り行うことができるとの期限が規定されています。

2 構造改革特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 構造改革特別区域の範囲

二 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日

三 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特

## 定事業ごとの規制の特例措置の内容

本項は、各地方公共団体が作成し、申請する計画において、内閣総理大臣が認定の判断を行うために必要な記載事項を定めたものであり、より具体的な記入すべき内容などについては、構造改革特別区域法施行規則で定める様式及び「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」を参照していただくこととなります。

### 1. 区域の範囲

特区は、地方公共団体が地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、活性化を図ろうとする当該地方公共団体内の一定の区域であり、その範囲を計画において特定する必要があります。

具体的な区域の範囲については、地方公共団体が実施しようとする事業の内容に応じて、例えば市町村の区域内の一部又はその全域、市町村の区域をまたがる特定の区域又はその全域、市町村又は都道府県内の複数の区域（いわゆる「飛び地」）など、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定することができます。

### 2. 特定事業の内容

特定事業の名称等を記載する必要があります。

### 3. 実施主体

規制の特例措置の適用を受けようとする者のことであり、規制の特例措置の適用を受けて実施する特定事業に応じて、国（の機関）、地方公共団体、民間事業者等の実施主体を記載する必要があります。

### 4. 開始の日

規制の特例措置が初めて適用される日を記載する必要があります。

なお、計画作成段階で特定事業の実施主体となる者が事業実施のために行う設備投資、市場調査等や、計画の認定後に行う用地取得等の準備行為は、規制の特例措置の適用を受けなくとも実施可能な行為であり、その開始が特定事業の開始となるものではありません。

### 5. 特定事業ごとの規制の特例措置の内容

計画において講ぜられることを希望する特例措置の具体的内容を記載する必要があります。

また、規制の特例措置と併せて講ぜられることが必要な措置や手続が規制の特例措置について定める法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）に定められている場合、その措置等を具体的にだれが、どのように実施する

かについて記載する必要があります。

3 前号各号に掲げるもののほか、構造改革特別区域計画を定める場合には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 構造改革特別区域の名称及び特性
- 二 構造改革特別区域計画の意義及び目標
- 三 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

#### 1. 名称

地方公共団体が当該区域において行おうとする特定事業及びその他の取組全体の内容を端的に表す名称が記載するよう努める必要があります。

#### 2. 特性

地域の特性とは、当該地域を他の地域と区別する自然的、経済的、社会的諸条件等ですが、特区において実施しようとする事業に関する規制について、他の地域と異なる取扱いをする必要性等及び特区において実施しようとする特定事業等と地域の活性化との関係を合理的に説明するに足りる程度のものが記載される必要があります。

#### 3. 意義

計画を実施することが、当該地域の活性化のために必要とされている背景が具体的に記載するよう努める必要があります。

#### 4. 目標

計画により当該特区において実現されるべき経済社会活動の状態等を目標として、できるだけ明確に記載するよう努める必要があります。

#### 5. 経済的社会的効果

計画の実施が当該地域の活性化に関して与える効果を、実施しようとしている事業の性格にもよりますが、生産額の増加や雇用の増加など可能な限り定量的に示し、具体的かつ合理的に記載するよう努める必要があります。

4 地方公共団体は、構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、第二項第二号に掲げる実施主体（以下「実施主体」という。）の意見を聴くととともに、都道府県にあっては関係市町村の意見を聴かなければならない。

1. 計画の円滑かつ確実な実施を確保し、一定の実行可能性を担保する観点からも特定事業の実施主体からあらかじめ意見を聴くことが望ましいことから、計画の案の作成に当たっての地方公共団体の意見聴取義務を定めたものです。

ここで意見聴取の対象となるものは、第2項第2号に規定する計画中の実施主体と同一であり、このような実施主体が計画作成段階で特定されている限りにおいて地方公共団体は意見聴取を行う必要があります。

また、市町村が作成し、申請する計画に、都道府県が実施主体となる特定事業が含まれる場合には、本項の規定により、市町村は特定事業の実施主体としての都道府県の意見を聴く必要があります。

2. また、都道府県が計画を作成し、申請する場合、計画の対象とされる市町村の意見をあらかじめ聴くことは、関係自治体間の連携を図りつつ、特定事業に関連する諸事業等の実施を含め、当該計画を効果的かつ確実に実行する上で不可欠であることから、関係市町村からの意見聴取義務を定めています。
3. なお、聴取した意見の概要については、計画の認定に当たり当該計画の実行可能性等をより正確に判断するために、第7項の規定により、計画の申請書に添付しなければならないこととされています。

- 5 特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体に対し、当該特定事業をその内容とする構造改革特別区域計画の案の作成についての提案をすることができる。
- 6 前項の地方公共団体は、同項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

1. 今回の構造改革特別区域制度においては、民間事業者を申請主体とはしていませんが、本制度の趣旨は、地方公共団体のみならず民間事業者も含めた地域からの自発的な立案により、地域の活性化や構造改革の実現を目指すものであることから、特定事業を実施しようとする民間事業者等は、当該特定事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体に対し、当該特定事業をその内容とする計画の案の作成について提案することができることとしています。
2. また、民間事業者等からの提案の取扱いについての透明性を高め、民間事

業者等の自発性を最大限に尊重する観点から、民間事業者等からの提案を受けた地方公共団体は、当該提案を踏まえた計画を作成し認定を申請する場合は、提案の概要を申請書に添付することが必要であり（第7項）、さらに、当該提案を踏まえた計画を作成する必要がないと判断した場合には、その旨及びその理由を、当該民間事業者等に通知する（第6項）必要があります。

（参考）構造改革特別区域基本方針

### 3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

#### （2）その他特区計画の認定の円滑化のための基本方針

##### ②民間事業者等から地方公共団体への特区計画の案の提案

法第4条第5項及び第6項に基づく民間事業者等による地方公共団体への特区計画の案の作成についての提案は、民間事業者等のニーズを踏まえた真に地域の活性化に資する特区を実現するために設けられた制度である。

地方公共団体は、本条項に基づき民間事業者等から提案を受けた場合には真摯にそれらを検討し、特区計画の案を作成する場合には、民間事業者等からの提案を十分に踏まえたものとするのが望まれる。

また、特区計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を提案した民間事業者等に通知しなければならないが、その場合提案を受け付けてから30日以内に書面又は電磁的方法により回答することが望まれる。

さらに、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化策の取組を活用し、内閣府は、特定事業を実施しようとする民間事業者等からの相談を受けた上で、必要に応じ、当該民間事業者等への地方公共団体の動向に関する情報提供や地方公共団体への特区計画の作成に関する助言を行うものとする。

**7 第一項の規定による認定の申請には、第四項の規定により聴いた実施主体及び関係市町村の意見の概要（第五項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。**

内閣総理大臣が計画の認定を行うに当たり、当該計画の実行可能性等をより正確に判断することが必要であることから、地方公共団体が計画の申請を行うに当たっては、第4項の規定により聴取した特定事業の実施主体や関係市町村からの意見及び第5項の規定による提案を踏まえた計画を申請する場合の当該民間事業者等からの提案の概要を添付しなければならないことを定めたものです。

8 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

1. 本項はいわゆるノーアクションレター制度について定めたもので、法令の解釈をめぐり地方公共団体と関係省庁との間で理解や認識が異なるなどにより計画の作成等が阻害されないように、地方公共団体が、計画において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法令の解釈について、当該規制を所管する関係行政機関の長に、その確認を求めることができるとし、確認を求められた関係行政機関の長は、速やかに、これに回答しなければならないこととしたものです。
2. この制度の対象となる事業については、特定事業に限られず、計画において、関連して実施される事業すべてが対象になります。また、対象となる規制については、この法律の規制の特例措置の対象となる規制に限られず、特定事業及びこれに関連する事業を実施する際に関係する各般の規制すべてが対象となります。
3. これまでも、地方自治法第245条の4第3項の規定により、地方公共団体の長等は国等に対し、その担任する事務の執行等に関し必要な情報の提供等を求めることができましたが、本規定は関係行政機関の長の具体的な回答義務までを定めるものであり、また、民間事業者に対する法令の適用も含めた計画の際に必要な関係法令の確認について認められる点で大きく異なるものです。
4. なお、訓令又は通達に基づく規制についても、附則第5条の規定を踏まえ、同様に本制度の対象となります。

（参考）構造改革特別区域基本方針

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(2) その他特区計画の認定の円滑化のための基本方針

① 特区計画の作成のための法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）

法第4条第8項に基づく法令解釈事前確認制度は、地方公共団体が特区計画の案を作成するに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、特区制度の円滑な運用を促進するための制度である。

地方公共団体は、関係府省の長に対して確認を求める際には、本部のホームページ上に公表するあて先に書面又は電磁的方法により行うものとする。

確認を求められた関係府省の長は、原則として30日以内に当該地方公共団体に対して書面又は電磁的方法により回答するものとする。30日以内に回答ができない場合には、その理由及び回答予定日を書面又は電磁的方法により当該地方公共団体に回答するものとする。

回答を行った関係府省の長は、回答の写しを内閣府に速やかに送付するものとする。個別の回答の内容については、原則として本部のホームページ上において公開するものとする。

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった構造改革特別区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 構造改革特別区域基本方針に適合するものであること。
- 二 当該構造改革特別区域計画の実施が当該構造改革特別区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

1. 計画は、個別の事業について規制の特例措置を適用させること自体を目的とするものではなく、当該地域の特性に応じて、規制の特例措置の適用を受けた特定事業やその他の取組等を一体的に実施することにより、様々な分野における当該地域の活性化を図ることを目的とするものです。

したがって、計画の認定は、地域の活性化の観点等から判断される必要があり、具体的には、「経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図る」（内閣府設置法第3条第2項）任務に当たるものとして内閣府の長たる内閣総理大臣がこれを行うこととしています。

なお、これに伴い、内閣府の所掌事務を定める内閣府設置法において認定に関する事務を位置付ける必要があることから、同法においていわゆる分担管理事務を定めている第4条第3項の第3号の2として「構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること」が規定されています。この認定に関する事務には、計画の変更の認定、計画の取消し、是正要求等に関する事務も含まれています。

2. 内閣総理大臣は、認定を行うに当たり、地方公共団体から申請された計画



が、①構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）に適合すること、②当該特区に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること及び③円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることという基準に適合すると認められるときに認定を行うものですが、その具体的内容は基本方針に定められています。

3. このような内閣総理大臣による認定は、地方公共団体の自発性を最大限尊重して行われる必要があることから、認定基準を満たしていれば認定がなされることとなります。

4. なお、内閣総理大臣が計画を不認定とした場合には、地方自治法第250条の4の規定に基づき、内閣総理大臣から申請を行った地方公共団体に対して、書面等により不認定の理由を明示して通知が行われることとなります。その際、規制の特例措置に対する関係行政機関の長の不同意により、計画の一部又は全部の認定がなされない場合にあっては、内閣総理大臣において関係行政機関の長に同意を行わない理由を求め、その内容も併せて地方公共団体に対して通知を行うこととなります。

また、この通知は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定により、電磁的方法により行うことも可能です。

なお、内閣総理大臣による計画の不認定については、地方自治法第245条第1号ホに定める国の地方公共団体に対する関与に当たるものとして、同法第250条の13の規定により国地方係争処理委員会による審査の対象となり得ます。

（参考）構造改革特別区域基本方針

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

（1）特区計画の認定に関する基本方針

③特区計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項に従って特区計画を作成する必要がある。

ア) 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令で定められているところに適合するものであること。

イ) 地方公共団体が実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。

ウ) 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。

エ) 民間事業者等から提案を受けて作成した場合における民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

#### ④特区計画認定の基準

法第4条第9項各号に定める基準の具体的な事項は以下のとおりである。

i) 1号基準（特区基本方針に適合するものであること）

ア)「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること

地方公共団体が特区計画を作成するに当たって、上記1.に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。

その際、特区計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、上記1.(2)

ア)に示したように、将来全国的な構造改革へと波及し得るような地域発の構造改革たり得るものであることに留意する必要がある。

イ)「特区計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること

特区計画に記載されている事項が、上記③ア)からエ)を満たすことが判断基準である。

ii) 2号基準（当該特区計画の実施が当該特区に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること）

特区において特区計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていることが判断基準である。

iii) 3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）

特区計画が認定された場合に

ア)規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

イ)事業の実施スケジュールが明確であること

が判断基準である。なお、特区計画の申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、特区計画を認定することができる。

#### ⑥認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

地方公共団体が作成する特区計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても特区計画に記載された規制の特例措置の一部について関係府省の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該地方公共団体に書面又は電磁的方法により通知するものとする。

10 内閣総理大臣は、前項の規定による認定（次項、第十二項及び次条において「認定」という。）をしようとするときは、第二項第三号に掲げる事項について関係行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、法律により規定された規制に係るものにあつては第四章で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては構造改革特別区域基本方針に即して政令又は主務省令で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

1. 今回の制度においては、内閣総理大臣による計画の認定によって個別の規制の特例が適用されることになることから、内閣総理大臣は計画の認定に際して個々の規制を所管する関係行政機関の長に対し、その同意を求めることとしたものです。
2. 同意を求められた関係行政機関の長は、地方公共団体が申請する計画の規制の特例措置の内容が、この法律の第4章の各条、政令又は主務省令に定める内容に適合するかどうかについて同意の判断を行います。各地方公共団体の判断が尊重されるため、規制の特例措置の内容が、基本方針の別表1の「同意の要件」に該当する部分についてこの法律の第4章、政令又は主務省令に適合していれば、この法律の第4章、政令又は主務省令の内容に明らかに反している場合を除き、同意を行うものです。
3. このように、関係行政機関の長の同意は、裁量性の高いものですが、この点については、基本方針においても明確にされているところです。
4. なお、関係行政機関の長が同意をしない場合としては、法令に規定された要件に客観的に適合しない場合が考えられますが、その場合であっても直ちに計画全体が不認定になるのではなく、当該規制の特例に関するもののみが認められないのであり、計画全体については認定基準を満たしていれば、認定が行われます。

(参考) 構造改革特別区域基本方針

### 3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

#### (1) 特区計画の認定に関する基本方針

##### ⑤ 関係行政機関の長による同意の手続

内閣総理大臣は、地方公共団体から申請のあった特区計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第10項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について関係府省の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた関係府省の長は、期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行うものとする。別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定められる法令（以下「特例措置の内容等」という。）に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行うものとする。

関係府省の長は、特区計画に記載された規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、特区計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意するものとする。

関係府省の長が不同意と回答する場合には、特区計画に記載された規制の特例措置につ

いて、どの部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。関係府省の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は当該特区計画の認定を行う前に、当該特区計画を作成した地方公共団体及び関係府省から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

また、関係府省の長は、同意する場合にあっては、当該特区計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

**11 認定を受けた構造改革特別区域計画（以下「認定構造改革特別区域計画」という。）に基づき実施主体が実施する特定事業については、次章で定めるところにより、規制の特例措置を適用する。**

1. 内閣総理大臣が第9項の規定による計画の認定を行うことにより、当該特区で実施される特定事業について、この法律の第4章、政令又は主務省令で定められた規制の特例措置の規定が適用されることを明らかにしたものです。
2. なお、規制の特例措置が実際に適用されるまでの間に特定事業を実施するために行われる準備行為などは、事実上の行為として行われることとなります。

**12 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。**

第4条第9項の規定により内閣総理大臣が認定した計画については、

- ① 新たに特区において特定事業の実施主体となり得る当該特区内外の民間事業者等、区内の住民、規制の特例措置の適用を受けて特定事業を実施する者のサービス等を利用する可能性のある者等に対して、規制の特例措置及び併せて講ぜられる措置の内容等を周知する必要があること
- ② 当該地方公共団体が責任をもって計画を実施することを対外的に明らかにするとともに、他の地方公共団体の取組の参考とされることが期待されること

等から、内閣総理大臣において官報により公示することとしています。

(認定に関する処理期間)

第五条 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

構造改革特別区域制度を迅速に実施するためにも、できる限り速やかに申請を処理することが望ましいと考えられることから、内閣総理大臣は構造改革特別区域計画の認定申請を受けてから3月以内に処分を行わなければならない義務を負うことを明らかにしたものです。

また、内閣総理大臣が迅速に構造改革特別区域計画の認定に関する処分を行うためには、各規制の特例措置の適用に関する関係行政機関の長の同意等が速やかに行われることが必要であることから、関係行政機関の長にあっても迅速に対応する義務を課したものです。

(認定構造改革特別区域計画の変更)

第六条 地方公共団体は、認定構造改革特別区域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第四項から第十二項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。

地方公共団体が、認定を受けた構造改革特別区域計画の変更（内閣府令（構造改革特別区域法施行規則）で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならないことを定め、変更に際しては、第4条第4項から第12項まで及び第5条の規定が準用される旨定めたものです。

(報告の徴収)

第七条 内閣総理大臣は、第四条第九項の規定による認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第三十二条を除き、以下「認定」という。）を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画（前条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

1. 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）が認定された内容に従い円滑に実施されているかについて必要に応じて把握できるようにする必要があることから、内閣総理大臣は認定計画の実施状況について、地方公共団体に報告を求めることができることとしています。
2. この報告は、特定事業の実施状況及び個別の規制の特例措置の適用の状況など認定計画全般について、認定計画の進捗状況なども踏まえ、必要に応じて適宜行われるものです。
3. なお、特定事業の実施主体が地方公共団体ではなく民間事業者等の場合についても、その特定事業の実施状況又は規制の特例措置の適用状況については、認定計画の実施主体である地方公共団体にその状況の把握及び報告を求めることとなります。

2 関係行政機関の長は、認定を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画に係る規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる。

1. 内閣総理大臣の認定に際し、同意を行った規制の特例措置が認定計画どおり適切に実施されているかについて必要に応じて把握できるようにする必要があることから、関係行政機関の長は、規制の特例措置の適用の状況について地方公共団体に報告を求めることができることとしています。
2. この報告は、規制の特例措置が法令に定めるところに適合して適正に適用されているかという点に限って必要に応じて適宜行われるものであり、認定計画全体の実施状況等について報告を求めるものではありません。
3. なお、規制の特例措置が適用される特定事業の実施主体が地方公共団体で

はなく民間事業者等の場合についても、その規制の特例措置の適用状況については、認定計画の実施主体である地方公共団体にその状況の把握及び報告を求めることとなります。



(措置の要求)

第八条 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定を受けた地方公共団体に対し、当該認定構造改革特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

1. 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）の適正な実施を確保するため、認定計画が円滑に実施されず効果を上げていない場合等、認定計画の実施状況が第4条第9項各号に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときに、地方公共団体に対して、認定計画を認定どおりに実施するよう、必要な措置を講ずることを求めることができることとしています。

なお、構造改革特別区域基本方針においては、内閣総理大臣が第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）を通じて、構造改革特別区域推進本部令に基づき本部に設置された評価・調査委員会の意見を求めるものとされています。

2. 内閣総理大臣が措置の要求を行うことになると考えられる具体的なケースとしては、

- ① 特例措置又は特例措置と併せて実施される措置が適正に実施されていないため、何らかの弊害が生じている場合
- ② 特例措置等は適正に実施されているが、実施主体による特定事業の実施が遅延している等、その他の事情で特定事業が円滑に実施されない等、認定計画の一部又は全部が円滑に実施されず、効果を上げていない場合などが考えられます。

2 関係行政機関の長は、認定構造改革特別区域計画に係る規制の特例措置の適正な適用のため必要があると認めるときは、認定を受けた地方公共団体に対し、当該規制の特例措置の適用に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

1. 関係行政機関の長は、規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、地方公共団体に対して必要な措置を講ずることを求めることができることとしています。

なお、構造改革特別区域基本方針においては、規制の所管省庁が第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見

を求めるものとされています。

2. 関係行政機関の長が措置の要求を行うことになる具体的なケースとしては、同意された特例措置と異なる内容の措置が講ぜられていたり、特例措置と併せて講ずべき措置が適切に実施されていない場合であり、これらは、関係行政機関の長が同意する事項に限定されたものであり、地方公共団体が構造改革特別区域において実施する事業全体に対して関与を行うものではありません。

(参考) 構造改革特別区域基本方針

### 3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

#### (1) 特区計画の認定に関する基本方針

##### ⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

(認定の取消し)

第九条 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画が第四条第九項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

1. 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）が円滑に実施されず効果を上げていない場合等、第4条第9項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認める場合に、認定計画の全部又は一部を取り消すことができることとしています。  
ただし、その場合も、直ちに取消しを行うことは想定されず、第7条の規定による報告聴取を行うとともに、必要な場合には第8条の規定による認定計画の適正な実施に関し所要の措置を講ずることを求めるなどの対応をとることになります。
2. どのような場合に認定を取り消すことになるかについては、各認定計画の内容が農業、教育、社会福祉など幅広い分野にわたることからその具体的な内容に応じて判断されることとなります。  
また、認定計画が取り消された場合の規制の特例措置の取扱いについては、それぞれの特例措置の内容に応じて、特例措置を定める法令において必要な規定が定められており、例えば、教育職員免許法の特例（第19条第3項）では、認定が取り消された場合でも市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とされています。
3. なお、内閣総理大臣は個別の規制の特例措置に関する各大臣の同意の取消しを前提とせず、認定計画の認定を取り消すことができますが、構造改革特別区域計画（以下「計画」という。）の認定に当たって関係行政機関の長の同意を得ることとされていることから、取消しを行う場合には通知を行うこととしています。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

1. 認定計画の認定に当たってなされる各大臣の同意は、それ自体は直接法的効果を有さず、内閣総理大臣による計画の認定により、当該認定された構造

改革特別区域内の特定事業に適用されるという法的効果をもつものです。

したがって、関係行政機関の長自身は直接、規制の特例措置に対する同意を取り消すことはできず、内閣総理大臣において認定計画の一部（又は全部）の認定取消しが行われる必要があります。

2. このため、関係行政機関の長による措置要求（第8条第2項）にもかかわらず地方公共団体又は特定事業の実施主体により、必要な措置が講ぜられない場合に、関係行政機関の長は内閣総理大臣に対して認定の取消しを申し出ることができることとしたものです。

<p><b>3 第四条第十二項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。</b></p>
---

第4条第12項の規定により、同条第9項による内閣総理大臣の認定を受けた計画については、公示がなされることとされていますが、第1項の規定により認定の取消しが行われた場合も、区域の住民や民間事業者に周知されることが必要であることから、同様に公示を行うこととしています。

（参考）構造改革特別区域基本方針

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

（1）特区計画の認定に関する基本方針

①認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

(国の援助等)

第十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）の実施は、国として喫緊の課題である経済社会の構造改革の推進と地域の活性化に寄与するものであることから、認定計画が円滑かつ確実に実施されることを国としても最大限担保する必要があるため、必要な助言その他の援助に努めることとしたものです。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定構造改革特別区域計画に係る特定事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

1. 本項は、認定計画に係る特定事業を実施する際に、規制の特例措置以外の許可等が必要な場合も多く、当該許可等の処分に時間を要し、特定事業の実施が遅れることがあるなどの地域からの指摘を受けて、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成19年法律第14号）により、規定されたものです。
2. 第1項が国を対象とした努力義務であるのに対し、本項は地方公共団体も対象としており、また、許可その他の処分を求められたときは、当然に適切な配慮をすべきことが義務付けられています。
3. 「その他の執行機関」とは、地方自治法第138条の4及び第180条の5の規定により地方公共団体に設置される、執行機関である農業委員会などを指します。
4. 配慮の具体的な例としては、関連する許認可等に関する情報提供、相談、審査の弾力化、迅速な処理等が考えられます。

(参考) ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、

法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

第百八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
  - 二 選挙管理委員会
  - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
  - 四 監査委員
- 2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。
- 一 公安委員会
  - 二 労働委員会
  - 三 収用委員会
  - 四 海区漁業調整委員会
  - 五 内水面漁場管理委員会
- 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
- 一 農業委員会
  - 二 固定資産評価審査委員会

**3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、地方公共団体及び実施主体は、認定構造改革特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。**

認定計画の円滑かつ確実な実施のため、国からの一方的な援助だけではなく、地方公共団体及び特定事業の実施主体を含めた関係者が一体となって相互に連携を図りながら協力しなければならないこととしたものです。

(参考) 構造改革特別区域基本方針

### 3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

#### (2) その他特区計画の認定の円滑化のための基本方針

##### ④認定特区計画の円滑かつ確実な実施のための関係行政機関等の配慮等

認定特区計画の円滑かつ確実な実施のため、内閣総理大臣及び関係府省の長は認定地方公共団体等に対して積極的に援助を行い、及び協力を行うとともに、関係府省の長は、特定事業が通常とは異なる主体により行われ、また、事業の内容も想定外のものとなる場合があること等を踏まえ、特定事業の実施に関する他の制度の許認可等を求められた場合には、その処理に当たって特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

具体的には、関連する許認可等に関する情報提供、相談、審査の弾力化、迅速な処理等を行うものとする。